

委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

令和5年度「いしかり観光スタイル」推進事業委託業務

2 業務の目的

石狩管内は、新千歳空港からのアクセスの良さや、都市と自然との共存、豊富な食・観光資源など、多様化する観光需要に対応可能な優れた地域特性があり、その特性を活かし、旅に「プラスワン」の価値を添える管内周遊や体験型観光を推進してきたが、ポストコロナの状況を踏まえ、令和4年度に構築した周遊モデルルートの利用を促すPRと管内への誘客促進の取組を進めるとともに、市町村や観光関係者等の意見等を把握したうえで、更なるブラッシュアップ等を進めるなど、多くの方に「石狩で楽しむ」選択をしてもらえるような取組を実施する。

3 業務の内容

(1) 周遊モデルルート利用促進に資するイベント等の実施

令和4年度に構築した周遊モデルルートについて、スタンプラリーなど、実際にモデルルートを数多くの人々に利用してもらう仕掛けづくりやイベント等を実施することとし、以下について提案すること。

ア 周遊モデルルート利用促進に向けたイベント等

(ア) 構築済の5ルートのうち、2ルート以上において利用促進に資するイベント等を実施する提案であること。

(イ) イベント等の実施に際しては、石狩振興局や市町村、観光関係機関等の意見等を把握した上で、実施すること。また、関係観光事業者との調整を行うこと。

(ウ) イベント等は、概ね7月下旬から9月下旬までの間に実施する提案とすること。

イ イベント等の運営、景品の調達、発送方法等

(ア) イベント等の応募方法や参加条件などの設定、また、景品等を提供する場合は、当選者の決定や連絡方法等について、実施フローを具体的に提案すること。

(イ) 景品等を提供する場合は、想定する景品の内容や調達方法を具体的に提案すること。

ウ 告知、PR方法

イベント等の実施を広くPRし、利用者の参加を促すための具体的手法を提案すること。

エ データ分析

イベント等の実施の中で観光客等の感想や意見等を募る場合は、データ等の取りまとめ手法等を具体的に示すこと。

(2) 周遊モデルルートの更なるブラッシュアップ等の検討

令和4年度に構築した周遊モデルルートについて、更なるブラッシュアップ等の検討を行うこととし、以下について提案すること。

ア 管内市町村や観光連盟・観光協会等からの意見集約及び反映

管内の市町村をはじめ各観光連盟・観光協会などの観光関係機関から意見等を集約し、検討などに反映させる手法を提案すること。

イ 観光関係者等（観光エージェントほか）によるモニターツアーの実施

(ア) 周石狩管内の観光事情に精通した道内外の観光エージェント等によるモニターツアーを実施する手法を提案すること。

(イ) モニターツアーには、複数の観光エージェント等が参加する提案とすること。

ウ アジア圏の海外エージェント等とのオンラインセミナーの開催

インバウンドに対応したブラッシュアップ等の検討を行うため、アジア圏の海外観光エージェントとのオンラインセミナーを開催する提案とすること。

エ 周遊モデルルート（改訂案）の構築

上記ア～ウの取組結果を踏まえ、周遊モデルルート（改訂案）の構築を行うものとする。

なお、構築に当たっては、必要に応じて関係者との調整を行うこと。

(3) 事業効果を高めるための取組

ア 各種機関との連携や、モニターツアー等をより効果的に実施するための取組を積極的に取り入れること。

イ 本委託業務の実施に当たっては、必要に応じて、石狩振興局が市町村・観光関係者・有識者等を参集して開催する「地域観光戦略プラットフォーム会議」に参加することとし、関係機関・団体と連携しながら事業を推進するものとする。

(4) 事業報告書の作成

- ア 本業務の処理成果、各種分析を記載した事業実施報告書を作成し、紙媒体(A 4版) 2部及び電子データ (CD-R等) 1部を提出すること。
- イ なお、本事業における成果品 (データ) の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

(5) その他

業務の遂行に当たっては、事前に石狩振興局と十分に協議したうえで実施すること。

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業又は複数企業等 (法人及び法人以外の団体を含む) による連合体 (以下「コンソーシアム」という。) 等とする。
- (2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等を有する企業、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること (宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。)
 - イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領 (平成4年9月11日付け局総第461号) に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税 (個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本店及び事業所が所在する都府県の事業税 (道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと (当該届出の義務がない場合を除く。)
 - (ア) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2) の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する企業等間に明確な契約が存在すること。
 - イ 会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5 委託期間 (予定)

契約締結日から令和6年(2024年)3月15日 (金) まで

6 予算上限額

2, 459千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ、企画提案書を作成すること。

(1) 事業者の適格性

ア 業務処理体制

(ア) 業務を遂行する上で必要な専門的な知識、ノウハウ、ネットワーク等を有し、確実な実施が見込まれるか。

(イ) 適切な労務管理や財務管理の体制が整備されているか。

イ 業務処理計画

事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。

(2) 企画提案の整合性

ア 周遊モデルルートの利用促進に資するイベント等の実施

- (ア) 周遊モデルルートの利用促進に向けたイベント等
- (イ) イベント等の運営、景品の調達、発送方法等
- (ウ) 告知・PR方法
- (エ) データ分析

- a 周遊モデルルートイベント等の企画、仕掛けづくりは適切か。
- b 周遊モデルルート周知・利用促進のPR手法等について、実施効果が期待できるものか。
- c 周遊モデルルートの魅力を伝えるような工夫がされているか。
- d 市町村や観光協会等の関係団体等との連携や意見調整等の確認手法は適切か。
- e イベント等の開催時期や期間は適切か。

イ 周遊モデルルートの更なるブラッシュアップ等の検討

(ア) 管内市町村や観光連盟・観光協会等からの意見集約及び反映

- a 既存の各周遊モデルルート毎の魅力や課題認識等は概ね整理されているか。
- b 各市町村や観光関係機関等への意見照会や集約等の手法・時期などは適切か。

(イ) 観光関係者等（観光エージェントほか）によるモニターツアーの実施

- a モニターツアーに参加する観光関係者等（観光エージェント等）の人選、人数等は適切か。
- b モニターツアー参加者からの意見聴取や分析手法等は適切か。
- c モニターツアーの実施に当たり、コンテンツ毎の滞在時間等の設定は適切か。

(ウ) アジア圏の海外エージェント等とのオンラインセミナーの開催

- a オンラインセミナーの対象国の選定理由、セミナーの設定の考え方は適切か。
- b セミナーの実施予定時期、参加人数等の考え方は適切か。
- c 海外エージェント等からの意見集約手法は適切か。

(エ) 周遊モデルルート（改訂案）の構築

周遊モデルルート（改訂案）の構築に向けて、各種機関との連携やモニターツアー等の実施結果をより効果的に活用するための工夫がなされているか。

8 審査方法

- (1) 企画提案書を提出したものに対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書の提出数が5を超える場合には、書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提出者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付書類を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別添様式）、添付資料
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年(2023年)4月21日（金）15時必着
- (4) 提出場所 13に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時まで
（ただし、4月21日（金）は15時まで。）
- (6) その他 提出された書類等は返却しない。

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式）、添付資料
- (2) 提出部数 8部（提案者名は1部のみ記載し、残り7部には提案者名を記載しないこと。）
- (3) 提出期限 令和5年(2023年)4月25日（火）12時必着
- (4) 提出場所 13に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時まで
（ただし、4月25日（火）は12時まで。）

11 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約形態
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 契約保証金
受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。
なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。
なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

12 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 契約書
別途作成する。
- (3) 無効となる提出書類
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他
 - ア 企業・団体等は、参加表明書の提出をもって、本指示書等の記載内容を承諾したものとみなす。
 - イ 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ウ 提出された応募書類は、意見を聴取するために有識者に閲覧させることがある。また、別途必要な書類を徴することがある。
 - エ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - オ 提出された書類は、原則として道に対する情報公開の対象文書となる。
 - カ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
 - キ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - ク 全ての提出書類は返却しない。
 - ケ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

13 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階
北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 担当：坂本・片山
電話番号 011-204-5830（直通）
ファックス番号 011-232-1950
メールアドレス ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

14 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として道と受託者が協議し決定する。